

札幌市の動物愛護管理行政について

1 札幌市動物愛護管理行政について

(1) 条例・計画等

- 平成 27 年 5 月 札幌市動物愛護管理基本構想 策定
 平成 28 年 10 月 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例 施行
 平成 30 年 4 月 札幌動物愛護管理推進計画 策定

(2) 最近の主な取組等

- 平成 30 年 5 月 「犬と猫の防災手帳」 作成
 平成 30 年 8 月 北海道大学獣医学研究院・獣医学部と連携協定 締結
 平成 30 年 12 月 動物愛護ボランティア（啓発、教育、ケア）制度 創設
 平成 30 年 3 月 札幌市動物愛護管理の推進に関する市民団体登録制度 創設
 令和 2 年 6 月 「札幌市飼い主のいない猫への対応ガイドライン」 作成
 令和 3 年 4 月 飼い主さがしノートの対象動物を愛護動物全般に拡大

2 動物愛護管理センターの開設について

(1) 経緯

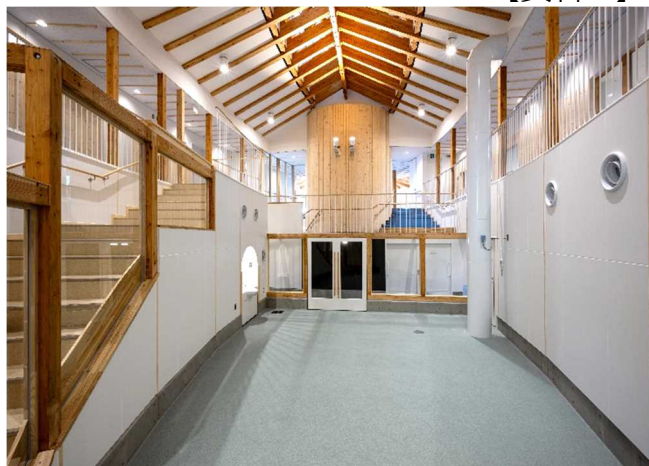
- | | |
|------------------|----------------|
| 令和元年度 | 整備基礎調査 |
| 令和 2～3 年度 | 基本設計、実施設計、地質調査 |
| 令和 4～5 年度 | 建設工事 |
| 令和 5 年 9 月 29 日 | 竣工 |
| 令和 5 年 11 月 11 日 | オープニングセレモニー |
| 令和 5 年 11 月 13 日 | 供用開始 |

(2) 特徴

- ア 総工費 総額 853,575 千円(工事及び設計に係る経費のみ)
 基本設計・実施設計・地質調査 43,996 千円 ※1
 工事費(概算) 809,579 千円 ※2
 ※1 【国費】動物収容・譲渡対策施設整備費補助金
 ※2 【国費】二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)
 【市債】地域活性化事業債(充当率 90%)

イ 施設機能

- ぬくもりのある木造建築
 殺処分など悪いイメージの払しょく、親しみやすい施設
- 収容犬猫の健康維持管理、譲渡促進
 猫のあそび場、トリミングルーム、屋内外の運動場、
 隔離室、検疫室、処置室、レントゲン室
- 市民の学習・交流の拠点となる普及啓発機能
 多目的ホール(収容人数約 100 人)、個別相談室
- 地球温暖化対策に配慮した省エネルギー施設
 建物で消費されるエネルギーを 50%削減 →ZEB Ready 認証



3 施設開設後の主な取り組み

(1) 収容動物譲渡促進

ア 動物の状態の向上

○ 臨床獣医師による往診

収容動物の健康管理機能の向上を目的に、令和6年1月から札幌市小動物獣医師会の獣医師による週一回の往診業務委託を開始した。

○ 収容動物の馴化

収容猫の譲渡促進を図るため、札幌市動物愛護ボランティアに協力いただき、人に慣れていない個体の馴化を実施している。

イ 譲渡機会の拡大

○ 休日開庁の拡大

○ 連携団体との譲渡会の共同開催

ウ 情報発信の強化

○ SNS やホームページでの積極的な発信

収容猫の特徴やセンターで過ごしている様子を職員や動物愛護推進員が解説、アピールする「押し猫ツイート」などを投稿。

オープン前と比較してフォロワー数が大きく増加した。(約 2500→約 6000)

市公式ホームページの収容動物紹介ページにおいて、紹介文や写真を充実させ、収容動物の魅力が伝わるよう工夫。

○ 各種広報媒体への広告掲載

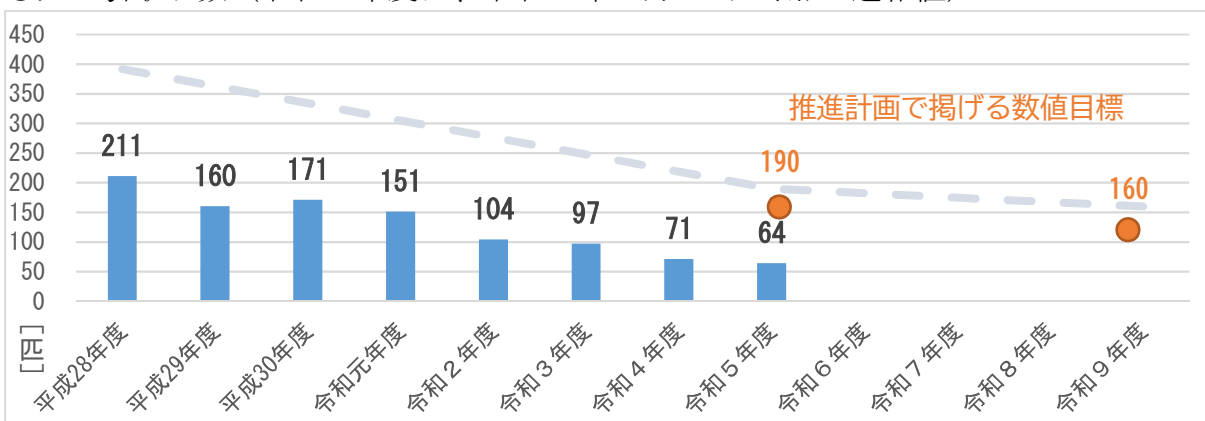
- ・市内各所デジタルサイネージなどでの動画・静止画の放映
- ・ラジオCM (60秒原稿読み上げ) など

(2) 教育普及機能強化

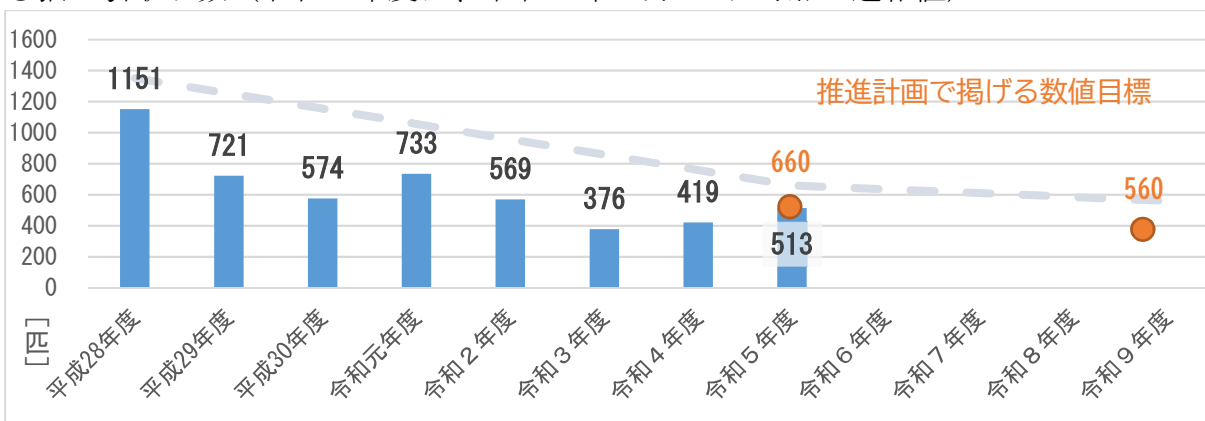
- ア 犬猫はじめて講習会・・・2月末までに計4回開催。
職員が講師となり、犬猫を飼ったことがない人を対象に、動物を飼うにあたっての心構えや事前に用意しておくべきことを解説。
- イ 犬・猫の飼い方ステップアップセミナー・・・犬猫各1回開催。
現在犬または猫を飼っている人向けに、外部講師を招いてより良い動物との暮らしを送るための一歩進んだ知識を解説。
- ウ 子ども向け動物愛護ワークショップ・・・1回開催
小学校中学年～高学年の児童及びその親を対象に、動物愛護や命の大切さについて考えるきっかけを作るためのワークショップ。
外部動物愛護団体の協力を得て実施。

4 犬猫の収容状況

○犬の引取り数（令和5年度は、令和6年2月29日時点の速報値）



○猫の引取り数（令和5年度は、令和6年2月29日時点の速報値）



○殺処分数（令和6年2月29日時点の速報値）

犬：平成26年1月以降、ゼロが継続中

猫：令和5年度は3匹（いずれも負傷・衰弱による安楽殺）